

公共サービス改革基本方針
(案)

平成22年7月
閣議決定

目次

第1章 はじめに	1
第2章 これまでの対応と今後の方向性	3
第1節 実績		
1. 情報公表の要請受付と意見募集		
2. 法令の特例（特定公共サービス）の導入		
3. 事業の選定		
4. 事業の実施状況		
5. 対象公共サービスの評価		
6. 政権交代後の取組		
第2節 評価		
1. 質とコスト		
2. 課題		
第3節 今後の方向性		
1. 公共サービスの在り方		
2. 改革の視点		
第4節 関係組織の責務と連携		
1. 国の行政機関等		
2. 公共サービス改革推進室		
3. 官民競争入札等監理委員会		
4. その他の関係組織		
5. 行政刷新会議		
第3章 平成22年度の重点方針	16
1. 対象公共サービスの選定		
2. 民間の取組を参考にした政府調達改革の推進		
3. 広義の公共サービス改革に資する諸制度の調査・検討		

第4章 政府が実施すべき施策に関する実務上の手続等 18

第1節 基本的な考え方

1. 公共サービスに関する不断の見直し
2. 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減
3. 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置
4. 地方公共団体が実施する法に基づく入札に関する国の行政機関の役割

第2節 国の行政機関等が実施する法に基づく入札及び事業の廃止等

1. 対象公共サービスの選定
2. 法に基づく入札の実施等
3. 対象公共サービスの実施等

第3節 地方公共団体が実施する法に基づく入札

第4節 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価

1. 評価の位置付け
2. 評価の手続
3. 評価の観点

第5節 公務員の処遇

第5章 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項 29

第1章 はじめに

公共サービス改革は、立法府にとって重要な政策課題であるとともに、行政府自らも常に取り組まなくてはならない課題である。公共サービスに対するニーズは時代とともに変化することから、公共サービス基本法（平成21年法律第40号）の趣旨も踏まえつつ、その内容と提供方法等については不断の見直しが求められる。

特定の公共サービスの要不要は、受益者であると同時にコスト負担者でもある国民の立場から適切に判断されなければならない。その上で、競争の導入等により、公共サービスの実施主体の切磋琢磨・創意工夫を促し、常に質の向上とコスト軽減を追求することが期待される。

また、今日の厳しい財政事情の中、限られた財源を政策的に必要な分野、優先順位が高いと判断される分野に適切に配分しなければならない。

こうした認識の下、新政権（昨年9月に成立した鳩山政権、及び鳩山政権を引き継いで本年6月に発足した菅政権。以下同じ。）は公共サービスを含む行政全体の改革に全力で取り組んでいる。

また、公共サービス改革を推進するに当たっては、その実施主体の在り方について時代に即した検討、見直しが必要である。

鳩山政権では、行政府のみならず、広く国民が「公（おおやけ）」の役割を担う「新しい公共」という考え方を追求する取組をスタートさせた。行政府が独占してきた公共サービスの実施主体としての役割も、民間事業者やNPO等にも開放するなど、国民が積極的に「公」に参画する社会を目指している。行政府主導によって、行政府のみが公共サービスを提供すればよいという考え方に立つことなく、様々な実施主体による多様な創意工夫を活かし、地域や国民のニーズに的確にこたえ得る公共サービスが提供されることを追求していく。

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づいて、旧政権（昨年9月以前の政権。以下同じ。）及び新政権による政府は、約4年間にわたり公共サービス改革を進めてきた。

その結果、コスト軽減等の面で一定の成果を上げた一方、行政府自らが公共サービス改革に取り組む姿勢等の面で様々な問題や課題も明らかとなってきている。

法に基づく公共サービス改革基本方針（以下「基本方針」という。）は、平成18年9月5日に策定されて以来、これまでに5回の改定が行われてきた。もっとも、改定の内容は実務的な事項が中心となっている。

今次改定に当たっては、公共サービス改革に関する上述のような経緯と現状を踏まえ、新政権の下における今後の取組方針を明確にするために、その内容を全面的に見直すこととした。

今次改定においては、国及び地方公共団体が行う官民競争入札又は民間競争入札¹（以下「法に基づく入札」という。）による狭義の公共サービス改革のみならず、より包括的な広義の公共サービス改革にも視野を広げて、その内容を構成した。

今後、基本方針の内容に関して法制的な位置づけをより明確にすることが必要と想定されることから、後述の広義の公共サービス改革に関する諸組織や行政刷新会議との関連を含め、政府内で鋭意検討を進め、所要の対応を図る。

¹ 官民競争入札は、従来自ら事業を実施していた国の行政機関等と民間事業者が参加した入札において、民間競争入札は、民間事業者のみが参加した入札において、公共サービスの実施者を決定するための手続である。

第2章 これまでの対応と今後の方向性

第1節 実績

政府は、法の規定及び過去6回の基本方針の定めるところにより、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）の関与の下、以下の対応を行ってきた。

1. 情報公表の要請受付と意見募集

公共サービス改革の推進に向けて、広く国民より意見を募集してきた。募集に際しては、国民からの要請に応じて国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報を公表し、募集に応じて意見を提出する者の参考となるよう努めてきた。

平成18年7月の法施行以来、過去6回にわたり期間を定めて意見募集を行った結果、国の行政機関等に関する意見が260件、地方公共団体の取組を可能とする環境整備のために講ずべき措置に関する意見が137件、合計397件の意見が寄せられた。

このうち、法の対象外及び現在検討中の94件を除く303件については、これまでに各意見への対応（回答、所要の措置等）を終えている。

また、303件のうち111件については、法に基づく入札の対象とする公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）を選定する際の留意点等として、過去の基本方針の策定・改定に反映されている。

2. 法令の特例（特定公共サービス）の導入

法では、従来は公務員でなければ実施できないとされていた国の行政機関等及び地方公共団体の実施する公共サービスについて、法に基づく入札を実施することにより民間委託を可能とするための特例規定を設けている。

法施行時に、①ハローワークの人材銀行等業務のための職業安定法の特例、及び②国民年金保険料収納事業のための国民年金法等に関する特例が設けられた。

その後、平成19年7月に、③登記事項証明書等の交付等のための不動産登記法等の特例、平成21年5月に、④刑事施設の運営業務のための刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例が追加された。

一方、地方公共団体の行う業務については、法施行時に戸籍謄本等の交付の請求の受付等6業務のための戸籍法等の特例が設けられたものの、その後の追加は行われていない。

3. 事業の選定

官民競争入札の対象としては、施設管理分野における4事業を選定するにとどまっている。

一方、民間競争入札の対象としては、国の行政機関等が実施する公共サービスである施設管理、研修、公物管理、徴収、試験、統計調査、登記、刑事施設等の分野において、今次基本方針によって選定される44事業を含め、合計130事業を選定した。

このほか、簡易版民間競争入札²の対象としては6事業を選定した。

4. 事業の実施状況

上記を合計した140事業の中で、今次基本方針によって選定される44事業と簡易版民間競争入札6事業を除く90事業（官民競争入札4事業、民間競争入札86事業）のうち75事業に対応して、法第9条の規定に基づく官民競争入札実施要項及び法第14条の規定に基づく民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を92件策定した。残る15事業に関しては、今後15件の実施要項が策定される予定である。なお、簡易版民間競争入札対象6事業については、実施要項は策定していない。

実施要項には、事業の特性に応じて、公共サービスの質の達成目標、入札参加資格、落札者を決定するための評価基準、提供される公共サービスの質に連動した民間事業者に対する委託費支払の増減措置、モニタリング方法、改善に向けた措置等が盛り込まれてきた。

92件の実施要項の対象事業のうち、1件については事業廃止に伴って入札も中止された。それを除く91件の実施要項の対象事業に関して279件の入札が行われた結果、総計1,169者、1入札当たり平均4.2者の入札参加があった。

5. 対象公共サービスの評価

対象公共サービスの実施状況（目的達成の程度、対象公共サービスの質、経費に係る状況等。以下同じ。）を踏まえ、法の定めに基づいて、対象公共サービスを継続させる必要性や業務全般にわたる評価（以下「事業の評価」という。）を、法施行以来、74事業（上述75事業から廃止となった1事業を除くベース）に対して、これまでに21件行ってきた。

事業の評価の結果として得られた要改善点等の内容は、その後の対象公共サービスの基本方針や実施要項の策定、入札及び事業実施等のプロセスで活用されている。

² 民間競争入札に準じた手続による一般競争入札。監理委員会による関与は省略される。

6. 政権交代後の取組

以上の実績のうち、昨年9月までは旧政権、それ以降は新政権が担ってきたが、新政権においては、上記のほかに以下のような取組を進めてきた。

第1に、旧政権下では形骸化していた業務遂行における政務三役のコミットメントを強めた。昨年秋には、担当大臣の主導により改革対象の11重点分野を選定するとともに、事業者選定の透明性、公正性、競争性等の観点から当該分野の問題点を検討した。

その結果、従来に比べると相対的に規模の大きな対象公共サービスが選定された（従来の対象事業規模は年間300億円台であったのに対し、今次選定では同1,000億円程度となる見込み）。

第2に、対象公共サービスのうち、従前から民間委託されていたものについては、法に基づく入札を行う以前の受託事業者名を把握し、事業者が交替したか否か等の点も加味して実施状況の評価に当たることとした。

なお、そうした観点からチェックが行われていなかった過去の実施分についても、同様の観点から検証を行った。

第3に、国の行政機関等が実施要項案を作成するに当たり、監理委員会の審議にかける前に、審議の効率化と充実を図るために、対象公共サービス及び実施要項案の内容等について自ら十分にチェックするように求めることとした。

第4に、実施要項及び事業の評価等、過去の実績等に関するデータベースを構築するとともに、インターネット上での情報提供を開始した。

第2節 評価

1. 質とコスト

対象公共サービスの改革の進捗度合いや成果については、質とコストの両面から評価されなければならない。

質の達成目標については、ほとんどの事業において、対象公共サービスの従来（法に基づく入札以前）の質と同水準、同程度のものを設定しているが、これまでのところ民間事業者は概ね当該目標を達成している。

コスト（国の行政機関等が対象公共サービスの事業実施に当たって負担した経費。以下同じ。）については、競争の導入や民間事業者の創意工夫を促すような実施要項の内容としていること等の結果、これまでに法に基づく入札を実施した事業では総額約190億円、率にして5割強の削減効果を上げている。

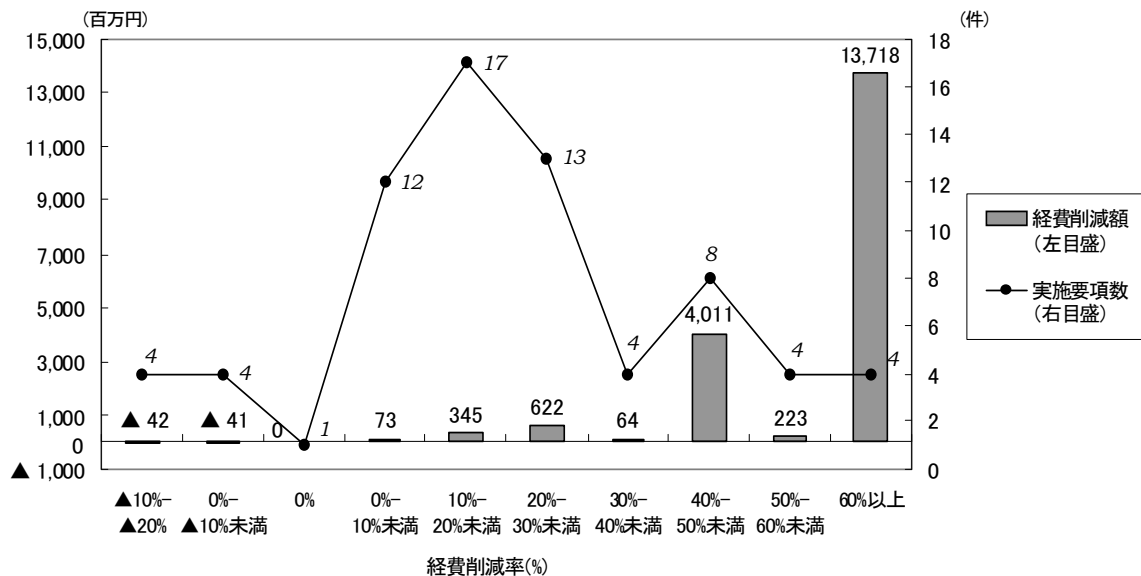
＜対象公共サービスに係る経費削減効果（1年当たり）＞

従来の実施に要した経費 ³	落札額 ³	経費削減効果 ³
約347億円	約157億円	約190億円

もつとも、比較的規模の大きな対象公共サービス（国民年金保険料収納事業及び登記事項証明書等の交付等）の削減率が高いのに対して、大多数の事業の削減率は数%～30%未満にとどまっている。

なお、削減率がマイナスとなった（コストが増嵩した）ものもみられるが、その要因としては、入札時の競争環境の変化による落札率の上昇等が挙げられる。

＜経費削減率に対する経費削減額及び実施要項件数の分布＞



2. 課題

これまでの実施状況に鑑み、公共サービス改革をさらに進展させる上で、以下のような留意点や問題点がある。

- ① 対象公共サービスの事業規模が小さいこと。法施行当初は、国民年金保険料収納事業等、比較的規模の大きい事業が選定されたが、その後は、数こそ多いものの小規模な事業がほとんどである。今次基本方針で従来よりは規模の大きい事業が選定

³ 入札済みの対象公共サービス 74 事業のうち、①従来の実施経費が算出できない新規事業等や②実施期間が既に終了した対象公共サービスを除いて算出。

されるものの、昨年度までの実績ベースでは総額で年間約 300 億円の事業規模にとどまっている。

- ② 官民競争入札の対象公共サービスの選定が少数にとどまっていること。国の行政機関等が行っている事業の民間委託の可能性を探る官民競争入札に対して、所管府省の取組姿勢が消極的であることが影響している。また、消極的にならざるを得ない背景として、官民競争入札の場合、落札結果が判明するまで予算要求が確定しないという実務上の理由を指摘する向きもある。
- ③ 多数の余剰人員が生じる可能性のある事業を対象として選定することが難しいこと。対象事業の受託者として民間事業者が選定される場合、当該業務に従事している公務員の処遇が課題となる。配置転換と新規採用の抑制等による対応を基本としているものの、多数の余剰人員が生じるケースでは当該対応に限界がある。そうしたケースでは、当該公務員が所属する国の行政機関等における別途の業務で人員需要が見込まれる場合を除き、個々の国の行政機関等の判断のみで法に基づく入札に付すことを躊躇する傾向が顕著になっている。
- ④ 安値で落札される場合、対象公共サービスの質の低下等の弊害が生じるケースがあること。これまでの実績においても、安値受注の場合を中心に、質の目標が達成されないケースや、目標達成に委託者（国の行政機関等）による業務指導等を要したケースが散見された。
- ⑤ 実施要項の作成等の事前準備の負担が大きいこと。対象公共サービスの委託者である国の行政機関等が、対象事業の業務フロー、コスト等の情報を十分に整理または把握できていないケースが多い。このため、国の行政機関等による実施要項案作成等の事前準備作業に多大な労力を要し、その結果、監理委員会における審議にも過度の時間と手間を要している。
- ⑥ 政治のコミットメントが弱いこと。公共サービス改革には消極的になりがちな国の行政機関等が多い中、事業選定等を推進するためには政治のコミットメントが不可欠である。新政権では、この点の改善に取り組んでいる。

第3節 今後の方向性

1. 公共サービスの在り方

第1章でも述べたように、公共サービスの内容と提供方法等については不断の見直し

求められるが、公共サービスの在り方については、以下のような視点から検討を行う必要がある。

(1) 内容の向上に向けた取組

従来は、国の行政機関等が公共サービスを提供する者として、公共サービスの内容（質、コスト、量、方法等。以下同じ）を自ら定めてきた。

しかし、公共サービスは国民のニーズにこたえるためのものであると同時に、国民の負担において提供されるものである。国の行政機関等は、公共サービスの利用者であり、コスト負担者である国民の視点を重んじ、以下のような点に配慮して、その内容の向上に努めることが必要である。

- ① <国民のニーズ、意見吸収> 国の行政機関等が公共サービスの内容を定める際には、利用者が意見を表明する機会を設けること。

また、利用者に対する定期的なアンケートの実施、苦情窓口の設置等により、利用者の意見、改善要望、問題点等の適時適切な把握に努めること。

- ② <情報公開> 公共サービスの内容に関する情報を、分かりやすい形で公表、公開すること。

公共サービスに関する情報を広く国民に開示することは、公共サービスの提供者たる国の行政機関等の当然の説明責任であり、義務である。情報公開によって、公共サービスの利用者たる国民や実施主体の民間委託の担い手となる民間事業者等が、公共サービスの業務フローやコスト等の実態を把握することができる。このことによって、公共サービスの利用者であり、コスト負担者である国民が、公共サービスの内容が適切に定められているか、税金が適切かつ効率的に使われているか等をチェックすることが可能となる。

また、公共サービスの実施主体として参入しようとする者が、公共サービスの内容の向上につながる提案を検討することに資する。

この点に関連して、各府省が行政事業レビューによる自らの事業点検結果の情報を開示することとなったことは有意義である。

(2) 担い手の多様化（「新しい公共」）

公共サービスを提供し得る者は、必ずしも行政機関のみではないとする認識が定着しつつある。また、第1章でも述べたとおり、新政権は民間事業者やNPO等の国民各層が広

く「公」を担う「新しい公共」という考え方を追求する取組をスタートさせている。こうした状況下、公共サービスの担い手の多様化を推進することが必要である。

行政と民間事業者等がパートナーシップを組んで公共サービスを提供する手法については、法に基づく入札やPFI、指定管理者制度、指定民間機関等への権限委譲等、様々な取組がなされている。

以上のような現状を踏まえつつ、新政権では、今後も公共サービスの担い手の多様化が促進されるような政策・制度の企画・立案・運営を図っていく。

もっとも、その際に、今後の取組、新しい試みの透明性、公正性、公平性等を担保すべきであることは言うまでもない。

2. 改革の視点

公共サービス改革の今後の方向性については、上記（1. 公共サービスの在り方）の内容を踏まえた基本原則を明確にするとともに、第2章第2節2. で示した課題に対処する具体的方針を定めることが必要である。

（1）公共サービスの基本原則

公共サービス改革は、以下の基本原則に照らして推進する。法に基づく入札の対象となった公共サービス以外についても、以下の基本原則を踏まえ、国の行政機関等が、自発的、自律的に所管する公共サービス改革に取り組むことが必要である。

- ① 国民にとって真に必要な公共サービスを提供する。
- ② 公共サービスに関する情報公開を行う。
- ③ サービス利用者であり、かつコスト負担者でもある国民の視点を、公共サービスの内容に反映させる。
- ④ 効率的、効果的に公共サービスを提供するため、担い手の間の適切な役割分担を行う。
- ⑤ 民間に委ねる場合、事業者の選定に透明性、公正性及び競争性を確保しつつ、事業者を選定する。
- ⑥ 民間に委ねたその後のフォローアップを着実に行う。
- ⑦ 民間に委ねずに提供する場合には、上記①～④の基本原則が遵守されているか第三

者による評価を受ける。

(2) 課題に対する具体的方針

前節において示した課題を解決するため、政府は下記の方針により、法に基づく入札の対象の洗い出し等を行い、従来以上に積極的に公共サービス改革に取り組む。

- ① 一定以上のコスト削減が見込まれる規模の大きな対象公共サービスを選定する。規模の目安等については、内閣府公共サービス改革推進室から各府省に提示する。
- ② 一定数以上の官民競争入札の対象公共サービスを選定する。選定数の目安等については、内閣府公共サービス改革推進室から各府省に提示する。
- ③ 法に基づく入札による公共サービス改革に伴って生ずる余剰人員に対応するため、府省の枠を超えた配置転換や、国の行政機関等から民間への出向・移籍を推進するとともに、必要な場合は新規採用を抑制する。
- ④ 安値落札による対象公共サービスの質の低下といった弊害を解消するため、国の行政機関等における従来の実施方法や体制について、入札参加者に対して詳細に情報提供した上で提案を求め、公共サービスの質を重視して提供者を選定する。また、実施前に引き継ぎや研修を通じて、ノウハウや経験の新たな提供者への移転を図る。さらに、契約に定められた達成目標を著しく下回った事業者に対しては、入札参加資格等に反映させることで、安値落札の弊害を抑止する。
- ⑤ 内閣府公共サービス改革推進室は、各府省に対して、常日頃から民間委託が可能と考えられる公共サービスについて業務フローや費用の分析を行い、当該情報を広く国民に提供できる体制を整えることを求めるとともに、対応指針（ガイドライン）を作成し、各府省に提示する。
- ⑥ 政治のコミットメントを強化するため、各府省において政務三役を長とした公共サービス改革の体制を整備する。内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣（行政刷新）は各府省の取組を促すため、推進体制を整える。

第4節 関係組織の責務と連携

公共サービス改革は政府全体で取り組むべき課題であるが、各行政組織等が各々その責

務を果たすだけでは十分ではない。公共サービスを所管する各行政組織に加え、公共サービス改革に係る組織間の協力と連携を図らなくてはならない。

1. 国の行政機関等

(1) 一般的責務

公共サービス改革を進めるに当たって、国の行政機関等は公共サービスの内容を自発的かつ不断に見直さなければならない。その際、基本方針に沿って取組を行うことはもとより、本節4.（その他の関係組織）に掲げる関係組織等の指摘や意見を十分踏まえる必要がある。

また、法に基づく入札の対象公共サービスを適切に選定し、民間事業者の創意工夫が公共サービスに反映されるよう措置するとともに、公共サービスを適正かつ確実に実施する責務を負っている。

(2) 実態把握と情報公開の責務

上記の一般的責務を果たすために、国の行政機関等は、自らが所管する公共サービスの内容に関して、常にその実態を正確に把握していなければならない。

また、実態に関する情報を広く国民に開示することにより、公共サービスの内容の向上や、公共サービスの提供に関する民間主体の積極的参画を促し、「新しい公共」の推進に資することが期待される。

(3) 法に基づく入札に関する諸準備の責務

公共サービスがより効率的、効果的に供給されるよう、当該公共サービスを所管する各行政機関等は、民間市場において提供される類似のサービスの質やコストに関する情報を調査しておくことが必要である。

また、事業者の選定や契約に関する最新の知識の習得に努め、法に基づく入札が、十分な数の入札参加者によって成功裏に行われるように諸準備をしておくことが重要である。

その際、民間市場が未成熟なサービス分野であるため、民間主体の入札参加が少数となるおそれがある場合は、まずは、小規模での試行的な実施を通じて民間主体の参入を促すなどの工夫を行う。

(4) 「公」を開く責務

公共サービスの担い手を固定的に考えることなく、国の行政機関等、民間事業者、NPO等による「新しい公共」を形成するパートナーシップを模索するとともに、その役割分担について検討を進める必要がある。

(5) 監督する責務

国の行政機関等は、公共サービスの的確な提供や法に基づく入札の適切な実施に関し監督する責務を有する。

当該責務を果たすために必要な人員配置等によって体制を整備し、公共サービスの提供状況や法に基づく入札の実施状況のモニタリングを適切に行うとともに、問題がある場合には政務三役、幹部に対して迅速に報告しなければならない。

また、そうした情報は、公共サービスの提供や公共サービス改革が適切に行われているか否かを国民が判断する上で重要であり、適切に開示されなければならない。

(6) 監理委員会の審議及び勧告に対応する責務

国の行政機関等は、監理委員会の運営、審議に積極的に協力しなければならない。また、監理委員会より勧告を受けた場合は、勧告に基づく措置を迅速に講じなければならない。

(7) 人事評価

上記の責務を果たす上で行う公共サービス改革への取組は、国の行政機関等において積極的に組織目標に組み入れ、それに応じて各職員が自らの業績目標とすることを促す。その結果については、人事評価において適切に反映されなければならない。

2. 公共サービス改革推進室

(1) 基本方針の作成

公共サービス改革の司令塔として、毎年度、進捗度合いと課題への対応状況を確認した上で、基本方針を策定しなければならない。

その際、法に基づく入札の対象公共サービスの改革の結果を十分踏まえなければならない。対象公共サービスに対する事業の評価において、事業の継続自体に疑義がある場合あるいは質の向上と経費削減の観点から妥当でないと認められる場合については、基本方針

の見直しの際に当該事業の廃止や、質の向上と経費削減に資する措置（業務の対象範囲、契約期間の変更等）を盛り込む。

また、監理委員会や公共サービス改革に関係する諸組織の意見等を十分に尊重しなければならない。

（２） 是正措置の要求

対象公共サービスに関し、入札における競争性の確保やサービス提供者に対する監督が不十分であると監理委員会が判断した場合は、公共サービス改革を推進する立場から次回実施要項における参加資格、評価基準等の見直し、サービス提供者に対する指導強化、監督体制の強化等の是正措置を取るよう当該公共サービスを所管する国の行政機関等に要求する。

（３） 情報提供の要求

対象公共サービスの選定プロセスにおいて、情報の提供を国の行政機関等に求める。不足がある場合には、実施要項案の検討の前提として情報の整理をするよう国の行政機関等に求める。

（４） 広義の公共サービス改革への対応

法の施行範囲を超えた広い意味での公共サービス改革の推進のために、内閣府公共サービス改革推進室が果たすべき役割は大きい。特に、行政全般の在り方を刷新することを目的とする行政刷新会議における審議等に積極的に貢献し、同会議との連携を図る。

3. 官民競争入札等監理委員会

（１） 審議

基本方針や実施要項の審議を通じて、実施過程の透明性、公正性及び競争性を確保する役割を果たす。

（２） 法に基づく入札の状況把握

対象公共サービスに関する落札結果、実施状況、監督・検査の状況について、国の行政

機関等より報告を受け、不十分な点があれば是正を求める。

(3) 勧告権の発動

これまで勧告権は行使されてこなかったが、公共サービス改革のために必要と考えるときには、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて国の行政機関等の長等に対し、時機を失することなく勧告を行う。

4. その他の関係組織

法に基づく入札を含む公共サービス改革を推進するためには、一義的には、個々の公共サービスを所管する国の行政機関等が自ら改革に取り組みなくてはならない。

その際、「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号）等、広義の公共サービス改革に関連する既往の指針等（旧政権下のものの含む）も遵守しなければならない。

また、公共サービス改革の成果を高めるために、国の行政機関等は各々がその責務を果たすとともに、国権の最高機関である国会の関連委員会等の関与の下、憲法上の組織である会計検査院とも協力、連携して公共サービス改革に取り組みなければならない。

想定される関係諸組織等は以下のとおりである。

- (1) 衆議院決算行政監視委員会
- (2) 参議院決算委員会・行政監視委員会
- (3) 会計検査院
- (4) 内閣官房行政改革推進室・行政改革推進本部事務局
- (5) 内閣府民間資金等活用事業推進室（P F I）
- (6) 公正取引委員会
- (7) 総務省（政策評価、行政評価・監視、行政管理）
- (8) 財務省主計局（予算執行調査）

これらの組織、特に（3）から（8）までの政府組織は、役割は異なるものの、公共サービス改革を推進するという機能（それ自体が国民の立場に立った「公共サービス」とも言える）の面では共通しており、相互の協力、連携とともに、適切な役割分担を図ることが必要である。

また、（3）から（8）までの政府組織は、（1）及び（2）の両院委員会に対して、常に十分な情報提供を行う責務及び両院委員会による指摘事項に適切に対応する責務を有し

ている。

さらに、新政権においては、行政刷新会議が新設されたことから、今後は行政刷新会議との関係も整理することが必要である。

5. 行政刷新会議

行政刷新会議は、国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため、内閣府に設置されたものである。

以上の設置目的に照らし、第4章第1節1.に記載した「公共サービスに関する不断の見直し」は、行政刷新会議と連携して行うことが可能であり、広義の公共サービス改革を推進するため、法に基づく入札を始め、PFI、指定管理者制度、指定民間機関等への権限委譲等の多様な手段を統一的な視野の下に置き、相互の整合性を図りつつ、透明かつ公正に活用するための検討の場として、行政刷新会議の下に「公共サービス改革分科会（仮称）」（以下、単に「分科会」という。）を設置することについて検討する。

例えば、国の行政機関等の事務・事業のうち、法第2条第4項第1号ホに規定する「必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務」を、内閣府公共サービス改革推進室が提起し、行政刷新会議や分科会における「事業仕分け」や審議を通じて、廃止等を含め当該業務の扱いを決定することが考えられる。また、「事業仕分け」等によって、民間委託が適切との評価結果が出された公共サービスについて、内閣府公共サービス改革推進室が法に基づく入札の対象とするよう働きかけるといった連携も考えられる。

なお、国の行政機関等の長等が、分科会、監理委員会及び内閣府公共サービス改革推進室から受けた指摘や行政事業レビューの結果等を踏まえ行った対応等を行政刷新会議及び監理委員会に報告することを制度化することについて検討する。

今後、上記の内容等について、関係政務三役の指示の下、関係部局間で速やかに体制整備等を行うこととする。

第3章 平成22年度の重点方針

公共サービス改革は、例外なく公共サービス全般を見直し対象とし、不断に推進すべきものであるが、監理委員会において審議可能な事業数には自ずと限度がある。

こうした中で、対象公共サービスの選定を始めとして時々の優先度の高いものに重点化する必要がある、毎年度改定する基本方針において、重点を置く取組内容や分野を示すことが現実的な対応である。

平成22年度においては、前章までの内容等を踏まえつつ、以下に重点を置く。

1. 対象公共サービスの選定

- ① 事業仕分け、行政事業レビューで民間の活用を選択肢として指摘を受けた公共サービス及び同種の公共サービス。
- ② 事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス。
- ③ 国の行政機関等の関与（国の行政機関による指定、国の行政機関等による補助）を通じて特定の公益団体が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより業務の改善が見込まれるもの。
- ④ 人事や予算等の面で官民競争入札の実施が比較的容易と考えられる非公務員型独立行政法人等の公共サービス。
- ⑤ 内閣府特命担当大臣（行政刷新）資料（平成21年12月10日第55回監理委員会）に基づいて選定した対象公共サービスについての範囲拡大。
- ⑥ 第2章第4節4. に掲げた関係組織において問題等を指摘された公共サービス。

2. 民間の取組を参考にした政府調達改革の推進

汎用品などの物品調達の方法として、民間では例えば「競り下げ方式の入札⁴」が行われるなどしている。このような取組を参考に、国の行政機関等においても調達コストの引き下げに向けた具体的な取組方法や、その実施に向けた諸対応について検討する。

⁴ 「競り下げ方式の入札」と従来の入札との相違点は、第1に締め切り時間以内であれば価格を下げて何回でも入札ができること、第2にインターネットのオークション方式を用いることである。

3. 広義の公共サービス改革に資する諸制度の調査・検討

法に基づく入札を補完するものとして、広義の公共サービス改革に資する諸制度を検討するため、政府調達や官民協働に係る諸外国の制度や改革の状況について調査を行う。

例えば、米国等で行われているキイタム訴訟制度⁵のような仕組みも参考になると考えられる。米国不正請求防止法においては、政府に対して過大請求を行った事実関係や事業者等の情報を持っている私人が、当該情報に基づいて当該事業者等に対し民事訴訟を提起することができる。事実関係が認定された場合、政府が事業者等から損害賠償を受けるとともに、その一部を情報提供者に還元する仕組みとなっている。情報提供者は当該請求に関わる政府関係者又は事業者の内部関係者等（いわゆる「ホイッスルブLOWER」）であることが多く、公益通報者保護法等の適用による情報提供者の保護が行われている。

⁵ 米国において、南北戦争時の装備調達に対する過大請求への対応を端緒として発展してきた制度。「キイタム訴訟(Qui Tam Actions)」は「刑事的民事訴訟」などと訳される。「Qui Tam」の語は、「国王及び自分自身のために訴える者」を意味するラテン語の冒頭2語から取られている。

第4章 政府が実施すべき施策に関する実務上の手続等

本章は、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針⁶のうち、前章までに記載したもののほか、政府全体としての統一的な運用を確保するため、政府内の担当者に対し、基本的な考え方や具体的、実務的な手続等を示すものである。併せて、民間事業者からの情報提供に関して、より高い予見可能性を確保することを目的としている。

第1節 基本的な考え方

1. 公共サービスに関する不断の見直しの進め方

基本方針の見直しにおいては、聖域を設けず、予断を排して、個々の公共サービスに関して、事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、以下のように対応する。

- ① 国の行政機関等の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された場合には、当該公共サービスの廃止等の措置を講じる。
- ② 必要性があるとしても、国の行政機関等自らが実施することが必要不可欠であるかについて、検討を行った上で、民間に委ねることができる判断された業務については、法に基づく入札の実施やこれに必要な規制改革等必要な措置を講じる。
- ③ 既に民間委託が行われている業務であっても、民間競争入札又は廃止等の対象とする業務から排除されるものではなく、その実施の過程について透明かつ公正な競争の導入又は実施方法や調達方法の改善により公共サービスの質の維持向上及び経費の削減が図られる場合は民間競争入札を実施する等必要な措置を講じる。

基本方針の見直しに係る検討に当たっては、民間の創意と工夫を活かす観点から提出される民間事業者の意見や国民の意思等及び行政刷新会議の議論を十分踏まえ、監理委員会による審議に真摯に対応する。また、検討のプロセス及び検討結果について国民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

なお、国の行政機関等の長等は、所管する公共サービスを法に基づく入札又は廃止等の対象とすることの適否等に関する見解を適時に公表するなど、国民に対する説明責任を十分に果たす。

⁶ 法第7条第2項第2号に掲げられた事項。

2. 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減

基本方針において法に基づく入札の対象を選定するに当たっては、まず、本章第1節1.に記載した公共サービスの不断の見直しの過程において、国の行政機関等が自ら実施することが必要不可欠であるか否かを検討する。その際に、民間に委ねることができるかと判断された業務及び既に民間委託が行われている業務であって透明かつ公正な競争の導入又は委託業務の範囲拡大、包括化、複数年化等実施方法や調達方法の改善が必要と判断された業務については、法に基づく入札の実施につき積極的に検討する。

また、実施要項の作成に当たっては、従来の公共サービスの実施における達成水準の程度やそれに要した経費を明らかにするとともに、当該公共サービスの確保されるべき質として達成目標を明確にし、事後的な達成水準との比較や費用対効果の検証が可能となるようにする。

この場合、法全体の趣旨及び目的を踏まえ、経費の削減を図るために必要な対象公共サービスの質を犠牲にする、あるいは逆に、必要以上の質を確保するために不要な経費が支出される、といった事態を招くことのないよう留意する。

また、法第4条の規定を踏まえ、民間事業者の創意工夫が対象公共サービスに適切に反映されるとともに、当該公共サービスが適正かつ確実に実施されるよう実施要項の内容等を定める。

3. 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置

法に基づく入札の結果、国の行政機関等が民間事業者を落札者として決定した場合、国の行政機関等は、民間事業者に実施が委託された対象公共サービスに関し、その国民への提供について最終的に責任を負うのは委託を行った国の行政機関等であることを認識し、国の行政機関等の責務に関する法第4条の規定も踏まえ、民間事業者が対象公共サービスを適正かつ確実に実施するよう法及び民間事業者と締結した契約に基づき、監督等必要な措置を講ずる。

他方、対象公共サービスの実施を委託された民間事業者は、民間事業者の責務に関する法第6条の規定を踏まえ、業務の公共性を認識の上、国民の信頼にこたえられるよう、法令を遵守するとともに、責任を持って業務に取り組まなければならない。

4. 地方公共団体が実施する法に基づく入札に関する国の行政機関の役割

地方公共団体の公共サービスについて法に基づく入札を実施するか否かの判断につい

では、当該地方公共団体の判断に委ねられているが、国の行政機関は、法第4条第2項の規定を踏まえ、自発的に法に基づく入札を実施しようとする地方公共団体、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づく地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）が円滑にその実施を図ることができるよう、その実施を阻害している法令の見直しなど環境整備を積極的に進める。

第2節 国の行政機関等が実施する法に基づく入札及び事業の廃止等

1. 対象公共サービスの選定

（1）民間事業者及び地方公共団体からの意見の募集並びにそのための情報の公表

法の趣旨を踏まえると、国民の視点に立って、可能な限り幅広い分野から法に基づく入札又は廃止等の対象とする公共サービスを選定していくことが重要である。こうした観点から、内閣総理大臣は、民間事業者が、その業務の内容を理解した上で、創意と工夫に基づいて、より良い公共サービスの担い手となると考える業務（以下「対象業務」という。）に関する要望及びそれに必要な国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報の公表の要請を広く国民一般から受け付ける。

なお、内閣総理大臣による国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報の公表に当たっては、当該業務についての理解を深め、より良い民間要望に結びつけるとの観点から、当該業務を所管する国の行政機関等は、当該業務に係る具体的な業務の内容、実施体制、実施方法及び従来の実施における目的の達成の程度を把握するために参考となる指標等を積極的に公表する。

また、内閣総理大臣に対する対象業務に関する要望及びこれに必要な国の行政機関等が実施している公共サービスに関する情報の公表の要請は、「行政処分」にかかる業務や既に民間事業者等に委託されている業務を含んだ広く国の行政機関等が実施する業務等を対象とするものであり、この中には、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人等の業務が含まれる。

このほか、内閣総理大臣に提出された対象業務に関する要望の取扱いに対する内閣府及び所管する国の行政機関等の検討状況並びに対象業務に関する情報の公表の要請があった情報については、広く内閣府のホームページにおいて公表するものとする。

（2）対象公共サービスの選定の考え方

内閣総理大臣は国の行政機関等の長等と協議をして、基本方針の案を作成する際に、法に基づく入札の対象とする公共サービスについては、広く国の行政機関等が実施する業務の中から、本章第1節1.の考え方にのっとり、下記の①～⑤を踏まえ、個別具体的に業務の特性に配慮し、選定する。

- ① 業務の内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務であるか否か。
- ② 業務の質の維持向上及び経費の削減を図る上で、実施主体の創意と工夫を適切に反映させる必要性が高い業務であるか否か。
- ③ 会計法令（会計規程等を含む。以下同じ。）に基づき従来から実施されてきた入札手続に比し、より厳格な透明性及び公正性を担保する入札手続（具体的には、実施要項における情報開示、実施要項の策定に当たっての監理委員会の関与等）により、透明かつ公正な競争を実施することが必要な業務であるか否か。
- ④ 民間事業者が当該業務を実施することとなった場合、その業務の公共性に鑑み、従来から民間委託の対象とされてきた業務に比し、より厳格な監督等を行うことが必要であるか否か。
- ⑤ 国の行政機関等が入札に参加する意向を有しているか否か。

国の行政機関等の長等は、民間委託により業務を実施する際には、当該業務の内容に応じて、上記の①～④を踏まえ、民間競争入札の活用について検討する。

なお、「行政処分」に係る業務は、法に基づく入札及び廃止等の対象とする業務から排除されるものではない。当該業務を法に基づく入札の対象とし、民間事業者に実施させる場合には、法律の特例が必要とされる業務として法第7条第2項第3号及び第4号に規定する政府が講ずべき措置に関する計画の中で決定した上で、法第5章第2節に規定する「特定公共サービス」として位置付ける法の一部改正を行うことが必要となる。

2. 法に基づく入札の実施等

(1) 実施要項の作成

法に基づく入札を実施するに当たっては、まず、国の行政機関等は基本方針に従って、対象公共サービスの内容等に関して実施要項を定めることが必要である。

確保されるべき対象公共サービスの質として設定される達成目標は、当該事業の政策目的を具体化するような客観的かつ定量的な指標によって表すことが望ましい。定量化できない事項を定性的な達成目標とする場合は、国の行政機関等が要求する水準について可能な限りわかりやすく記述する。達成目標を定めるに当たっては、下記の点を考慮する。

- ① 行政機関等が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく事業評価や実績評価で採用されている指標などを使用するなどにより、当該事業の対象である利用者にとっての利便性や、当該対象公共サービスが生み出す成果をサービスの質ととらえることを基本とすること。
- ② 民間事業者に付与された権限や責任範囲によっては達成できない事項に関するものであってはならず、必ず当該権限や責任範囲と合致したものとすること。
- ③ 国の行政機関等による従来の実施の際の達成水準や費用対効果の分析が可能となるようにすること。
- ④ 事業実施期間中において、事業に関連する制度改正等により達成目標を変化させる必要がある場合は、その内容を定めること。

国の行政機関等は、上記のほか、実施期間、国の行政機関等内部での情報交換の遮断措置（官民競争入札の場合のみ）、過去の実績を正確に開示し、より優れた提案を促すための従来の実施状況に関する情報の開示等について定める実施要項を作成する。また、民間事業者の新規参入を促進するためには、初期投資を回収する期間等への配慮が必要であること、及び入札手続のコストを削減する必要があることから、実施期間は原則として複数年の期間を設定するほか、監理委員会が別に定める「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」、「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」及び「官民競争入札における国の行政機関等の入札額の算定及びその調整に関する指針」に留意する。

なお、国の行政機関等は、実施要項を定めるに当たり、必要に応じて、下記に示す様々な取組を行う。

- ① 実施要項の案を公表して、幅広く意見を聴取し、十分に考慮すること。
- ② 基本方針策定段階で聴取した民間事業者等からの意見を十分に考慮すること。

- ③ 外部専門家の活用を検討すること。

(2) その他入札の実施に当たっての留意事項

国の行政機関等の長等は、法に基づく入札を実施するに当たり、可能な限り多様かつ多数の入札参加者の間での公正な競争が確保されるよう責任をもって対応するとともに、下記の点に留意して適切に入札を実施する。

① 入札参加資格の有無の確認

国の行政機関等の長等は、法第9条第2項第3号及び第3項の規定に基づき実施要項で定められる入札参加資格並びに法第10条に規定する欠格事由の有無を適切な方法によって確認すること。

② 落札者等を決定したときに公表すべき事項

落札者等を決定したときは、法第13条第3項等の規定に基づき必要な事項を公表することとなるが、落札者等の決定の理由の公表に当たっては、入札参加者の数、入札価格及び入札参加者の提案書の総合評価の結果等をできるだけ詳しく公表し、入札の過程の透明性を確保するよう努めること。公表に当たっては、当該事項について監理委員会に報告するとともに、従前、民間委託が行われていた対象公共サービスについては、その受託事業者名も併せて監理委員会に報告すること。

③ 初回の入札で落札者等が決定しなかったときの取扱い

初回の入札で落札者等が決定しなかった場合は、入札条件を見直し、再度公告入札に付することを原則とする。国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施することに決定する等の対応は、やむを得ない場合に限ることとし、その場合は決定の理由を公表するとともに、監理委員会に報告すること。

3. 対象公共サービスの実施等

(1) 民間事業者が落札者となった場合における対象公共サービスの実施等

法に基づく入札の結果、民間事業者が対象公共サービスを実施することとなった場合、国の行政機関等及び民間事業者は、下記の点に留意して、対象公共サービスを適正かつ確実に実施する。

① 契約の締結等

国の行政機関等と民間事業者は、十分な時間をかけ、実施要項及び提案書の内容を契約に適切に反映させた上で、契約を締結する。

民間事業者は、対象公共サービスを開始する前に、国の行政機関等において従来業務を実施していた職員及び入札実施事務を担当する職員等と、十分な時間的余裕を持って引き継ぎ等の準備行為を実施する。

② 対象公共サービスの実施等

対象公共サービスの実施に当たって、民間事業者は、法第6条の規定による責務を踏まえ、常時、業務の実施状況を把握するなど、契約に基づき、適正かつ確実にサービスを実施することが求められる。

国の行政機関等においても、対象公共サービスの達成目標が実現されるよう、的確な監督等を行う必要があるが、その際、監督等の実効性を上げるとともに、監督等によって民間事業者に過剰な負担を負わせることを回避するため、事業の適正な実施に向けた民間事業者による自律的な対応を可能な限り促すなどにより、業務の内容等に応じ、効率的、効果的な方法で行わなければならない。

(イ) 監督等の措置として、国の行政機関等は、契約に基づき、民間事業者から対象公共サービスの実施状況について、原則として定期的に必要な頻度で報告を求め、会計法令に基づく監督及び検査を行う。

(ロ) 上記(イ)の監督等の措置だけでは対象公共サービスが適正かつ確実に実施されないおそれがあると認められる場合は、国の行政機関等は、法第26条の規定に基づく報告徴収、立入検査等や、法第27条の規定に基づく必要な措置の指示等の規定を活用する。民間事業者がこれらの報告徴収、指示等に従わない場合には、罰則が適用される。

(ハ) さらに、民間事業者が、契約に従って対象公共サービスを実施できないことが明らかになった場合や、法第26条及び第27条の規定による報告徴収、指示等に従わない場合等は、国の行政機関等は、契約を解除することができる。そのような場合、対象公共サービスの継続的な提供が確保されるよう、法第22条第2項の規定に基づき、改めて法に基づく入札を実施する等の必要な措置を講ずる。また、監理委員会は、国の行政機関等と連携して、国の行政機関等が契約を解除した日付及び相手方の民間事業者を他の行政機関等が把握することができるよう必要な措置を講ずる。

国の行政機関等は、実施要項において、監督等の責任者その他の体制を明らかにするとともに、その体制を民間事業者へ通知し、相互に必要な連携を図る。

(2) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への通知及び実施状況の公表

国民の立場に立って、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するためには、対象公共サービスの実施状況等に関する情報の公表等により、透明性が確保されることが重要である。

① 民間事業者が落札者となった場合

(イ) 国の行政機関等は、対象公共サービスの実施状況や本章第2節3.(1)

② (イ) による監督及び検査の状況等について監理委員会に報告する。

(ロ) 法第26条第4項及び第27条第2項の規定に基づき、報告徴収、立入検査、指示等の措置が必要と認められ、その措置を講じた場合は、その措置の内容及び措置を講ずることとした理由を監理委員会に通知する。

(ハ) 国の行政機関等は、事業の適正な実施に向けた民間事業者による自律的な対応を促す観点から、民間事業者の対象公共サービスの実施状況について公表する。ただし、民間事業者自身が、対象公共サービスの実施状況に関する公表を契約等に基づき行うことも可能である。

② 国の行政機関等が自ら対象公共サービスを実施することとなった場合

国の行政機関等は、必要な頻度で対象公共サービスの実施状況を監理委員会に通知するとともに、実施状況を公表する。

(3) 再委託の禁止等

民間事業者が落札者となった場合、民間事業者が対象公共サービスの実施に当たり、その全部を一括して再委託することは、競争の結果、質及び価格の両面で最も優れた者に公共サービスの実施を担わせることとしている法全体の趣旨及び目的に照らして認められない。

また、国の行政機関等は、民間事業者が対象公共サービスの達成水準の維持向上等のために、その一部について再委託を行うことを認める場合には、あらかじめ実施要項において、下記の点を明らかにしておく。

- ① 対象公共サービスの一部の再委託については、あらかじめ国の行政機関等の承認を受けなければならないこと。また、承認に当たっては、再委託を行うことの合理性及び必要性のほか、再委託先が再委託契約の履行能力を有するかなどについて確認しなければならないこと。
- ② 国の行政機関等が再委託を承認する場合には、委託者は、再委託を受けた者から必要な報告を徴収しなければならないこと。

第3節 地方公共団体が実施する法に基づく入札

法は、地方公共団体に対し、法に基づく入札の実施を義務付けてはいない。ただし、地方公共団体は、法第5条に規定された責務を踏まえ、住民の立場に立って、法の基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、公共サービスの質の維持向上と経費の削減を図る観点から適切な場合には、法に基づく入札を実施することが期待される。

地方公共団体等による法に基づく入札の実施を阻害している法令がある場合、地方公共団体は、法第7条第5項の規定に基づく意見聴取の手續において、積極的な提案等が期待される。

また、地方公共団体の自主的・主体的な取組に資するよう、国の行政機関は、地方公共団体における法に基づく入札の実施状況に関し、実施方針の策定状況、先駆的な取組等についての情報をインターネットの活用等により広く公表する。

なお、法令の特例を講ずる必要のない業務については、地方公共団体は、法の定める手續によらず、地方自治法に基づき自ら所要の規則等を定めることにより法に基づく入札を実施することができる。

第4節 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価

1. 評価の位置付け

法第7条第8項の規定に基づき、内閣総理大臣は、対象公共サービスの実施状況を踏まえ、対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価（事業の評価）を行い公表するとともに、実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方を見直し、必要に応じて、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して基本方針を変更する。

2. 評価の手續

法7条第8項の規定に基づく内閣総理大臣による事業の評価は、対象公共サービスの実施期間終了にあわせて行うこととされている。この評価は、事業の評価の結果を基本方針に反映し、また、対象公共サービスの実施期間終了時に対象公共サービスの継続、廃止等の次の段階に速やかに移行することができる適切な時期から開始されなければならない。

すなわち、内閣総理大臣は、事業の評価の開始の時期に関して、対象公共サービスの実施期間終了後も対象公共サービスの実施を継続する場合には、そのための実施要項等に事業の評価の結果が適切に反映されることが十分可能な時間に余裕のある時期に設定されるよう配慮する必要がある。

具体的には、下記の手続により実施する。

- ① 対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等は、下記3.(1)及び(2)に掲げる事項に関する情報を収集するための調査を行うとともに、当該情報を内閣総理大臣及び監理委員会へ提出する。
- ② ①により提出された情報を踏まえ、内閣総理大臣は、事業の評価案を作成し、対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等と協議する。
- ③ 内閣総理大臣は、事業の評価案について、監理委員会の議を経た上で、事業の評価を確定する。
- ④ 確定した事業の評価を踏まえ、基本方針を見直し、必要に応じ、変更する。

3. 評価の観点

実施期間終了後の対象公共サービスの実施の在り方に関する内閣総理大臣の事業の評価は、下記に掲げる観点から行うこととし、その際、社会経済情勢の変化等、対象公共サービスをめぐる環境の変化等も適切に勘案する。

(1) 対象公共サービスを継続させる必要性に関する評価

対象公共サービスを所管する国の行政機関等の長等が実施する対象公共サービスの利用状況の調査等を通じて、当該対象公共サービスを継続させる必要性の有無、民間事業者又は国の行政機関等による対象公共サービスの実施内容の必要性、効率性、有効性、妥当性等を検証した上で、当該対象公共サービスの在り方について整理する。

(2) 対象公共サービスの実施内容に関する評価

① 対象公共サービスの実施状況について、下記の事項等について必要性、効率性、有効性、妥当性等の観点から評価し、その要因を分析する。

(イ) 対象公共サービスの実施状況が、契約内容（実施体制及び実施方法並びに経費）に記載されている内容以上の効果を上げているか否か。

(ロ) 対象公共サービスの実施状況と従来の実施状況（経費、人員、施設設備及び目的の達成の程度）等との比較や、民間事業者が落札し、業務を実施している場合の対象公共サービスの実施状況と国の行政機関等が直轄で実施する同様の業務の実施状況（当該業務の質及び経費）との比較等により、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減の観点から効果を上げているか否か。

② 上記①の対象公共サービスの実施状況の評価及びその要因分析を踏まえ、今後の対象公共サービスの達成水準の維持向上及び経費の削減を図るために必要と考えられる対応策（例えば、確保されるべき対象公共サービスの質として設定される達成目標の内容の見直し、対象公共サービスの実施地域・地点の拡大、対象公共サービスの範囲の拡大、落札者等を決定するための評価基準の見直し等）を評価する。

第5節 公務員の処遇

公務員の処遇については、現在、公務員制度改革の検討を行っているところであり、その進展に応じて見直すこととするが、当面は以下による。

法に基づく入札の結果、民間事業者が落札した場合の国家公務員の処遇については、配置転換と新規採用の抑制により対応することを基本とする。

また、法第 31 条に規定される再任用職員となることを希望する者に対しては、任命権者は、その者の退職前の職員としての勤務経験と落札事業者における勤務経験とを勘案し、本人の希望について十分配慮する。

第5章 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項

法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項については、前章までに記載したもののほか、別表のとおり定める。

政府は、別表に盛り込まれた計画及び措置を計画的かつ着実に実施し、その進捗状況等については、監理委員会が把握し、必要に応じ適切に関与する。

1. 統計調査関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)内閣府所管の統計調査	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している消費動向調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成23年3月までの1年間</p> <p>○ 消費動向調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年10月目途に入札公告し、平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成24年3月までの1年間</p> <p>【平成24年度以降の事業に関する計画の策定】 上記事業の入札状況等を踏まえ、平成24年度以降の事業について民間競争入札を実施するための計画を、監理委員会と連携しつつ、平成23年7月末までに策定する。</p>	内閣府
(2)総務省所管の統計調査	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している科学技術研究調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品(調査票等を除く。)の印刷、調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から平成22年12月までの2年9か月間</p> <p>○ 科学技術研究調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収(督促)、照会対応(記入指導等)に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年1月目途に入札公告し、平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成25年12月までの2年9か月間</p> <p>○ 科学技術研究調査を除く総務省所管のすべての基幹統計調査について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)を踏まえ、統計の信頼性を確保しつつ民間開放を推進することとし、引き続き監理委員会と連携して検討を行い、地方公共団体における民間開放の着実な実施を可能とするために必要な措置を講じる。</p>	総務省

(2)総務省所管の統計調査(続き)	<p>○ サービス産業動向調査の平成24年度から平成27年度までの事業を法の対象業務とすることについて検討を行う。 検討の結果、法の対象業務とすることとした場合には、民間競争入札を実施するための計画を、監理委員会と連携しつつ、平成23年9月末までに策定する。</p>	総務省
(3)財務省所管の統計調査	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施する民間給与実態統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成21年9月から平成23年6月までの1年10か月間</p> <p>【平成23年度以降の事業に関する計画の策定】 上記事業の実施状況等を踏まえ、平成23年度以降の事業について民間競争入札を実施するための計画を、監理委員会と連携しつつ、平成22年12月末までに策定する。</p>	財務省
(4)厚生労働省所管の統計調査	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成21年8月から平成24年3月までの2年8か月間</p> <p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施する就労条件総合調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成21年9月から平成23年3月までの1年7か月間</p> <p>【平成23年度以降の事業に関する計画の策定】 上記事業の実施状況等を踏まえ、平成23年度以降の事業について民間競争入札を実施するための計画を、監理委員会と連携しつつ、平成22年12月末までに策定する。</p>	厚生労働省
(5)農林水産省所管の統計調査	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している牛乳乳製品統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成23年1月までの2年3か月間</p> <p>○ 牛乳乳製品統計調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年7月目途に入札公告し、平成22年11月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年11月から平成26年1月までの3年3か月間</p>	農林水産省

(5)農林水産省
所管の統計調査
(続き)

<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している生鮮食料品価格・販売動向調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成23年2月までの2年4か月間</p>
<p>○ 生鮮食料品価格・販売動向調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査対象の選定、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年7月目途に入札公告し、平成22年11月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年11月から平成26年2月までの3年4か月間</p>
<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している木材流通統計調査のうち木材価格統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成22年12月までの2年2か月間</p>
<p>○ 木材流通統計調査のうち木材価格統計調査について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年7月目途に入札公告し、平成22年11月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年11月から平成26年1月までの3年3か月間</p>
<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施する農業物価統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成21年11月から平成24年3月までの2年5か月間</p> <p>【平成23年度以降の事業に関する計画の策定】 上記事業の実施状況等を踏まえ、平成23年度以降の事業について民間競争入札を実施するための計画を、監理委員会と連携しつつ、平成23年3月末までに策定する。</p>

農林水産省

<p>(5)農林水産省 所管の統計調査 (続き)</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施する内水面漁業生産統計調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成21年11月から平成23年8月までの1年10か月間</p> <p>【平成23年度以降の事業に関する計画の策定】 上記事業の実施状況等を踏まえ、平成23年度以降の事業について民間競争入札を実施するための計画を、監理委員会と連携しつつ、平成23年3月末までに策定する。</p>	<p>農林水産省</p>
<p>(6)経済産業省 所管の統計調査</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している経済産業省企業活動基本調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(7)国土交通省 所管の統計調査</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施する建設関連業等の動態調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計、統計表の作成に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間</p> <p>○ 宿泊旅行統計調査について、民間事業者による平成19年3月からの実施状況等を踏まえ、法の対象業務とすることも含め監理委員会と連携して民間開放についての検討を行う。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(8)環境省所管 の統計調査</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施する水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応(以上については水質汚濁防止法等の施行状況調査を除く。)、個票審査、集計、報告書の作成に係る業務</p> <p>【契約期間】 平成21年7月から平成24年3月までの2年9か月間</p>	<p>環境省</p>
<p>(9)(独)統計センターの大規模周期調査の符号格付業務</p>	<p>○ (独)統計センターの実施している符号格付業務のうち平成22年国勢調査における同業務について、平成21年度から行う全国消費実態調査における同業務の民間開放の実施状況等も踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を監理委員会と連携して行い、平成22年中に結論を得る。</p>	<p>総務省</p>
<p>(10)統計調査業務の民間委託における競争性を確保するための是正措置、民間競争入札の活用に関する検討</p>	<p>○ 内閣府が実施した「統計調査の民間委託における入札・契約の状況調査」の結果を踏まえ、1者応札や受託者の長期固定化といった問題がみられる契約について、その要因の検証、競争性を確保するための必要な是正措置を検討することとし、委託期間の複数年化等により、業務の質の維持向上及び経費削減の一層の推進が期待できる統計調査については、民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を監理委員会と連携して行い、平成22年中に結論を得る。</p>	<p>内閣府、総務省、財務省、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省</p>

2. 登記関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
証明書交付等事務(乙号事務)	<p>○ 次の内容の民間競争入札により実施している登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 登記所で実施している登記事項証明書、地図の写し、印鑑証明書等の交付に係る業務及び登記簿、登記簿の附属書類、地図等の閲覧に係る業務のうち利害関係の有無の審査に係るものを除いた業務</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から平成23年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国461か所(平成22年4月1日現在)のうち22か所の登記所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条の2に基づく不動産登記法等の特例</p>	法務省
	<p>○ 次の内容の民間競争入札により実施している登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 登記所で実施している登記事項証明書、地図の写し、印鑑証明書等の交付に係る業務及び登記簿、登記簿の附属書類、地図等の閲覧に係る業務のうち利害関係の有無の審査に係るものを除いた業務</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成23年3月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国461か所(平成22年4月1日現在)のうち133か所の登記所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条の2に基づく不動産登記法等の特例</p>	
	<p>○ 次の内容の民間競争入札により実施している登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 登記所で実施している登記事項証明書、地図の写し、印鑑証明書等の交付に係る業務及び登記簿、登記簿の附属書類、地図等の閲覧に係る業務のうち利害関係の有無の審査に係るものを除いた業務</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国461か所(平成22年4月1日現在)のうち148か所の登記所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条の2に基づく不動産登記法等の特例</p>	

<p>証明書交付等事務(乙号事務)(続き)</p>	<p>○ 登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 登記所で実施している登記事項証明書、地図の写し、印鑑証明書等の交付に係る業務及び登記簿、登記簿の附属書類、地図等の閲覧に係る業務のうち利害関係の有無の審査に係るものを除いた業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成25年3月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国461か所(平成22年4月1日現在)のうち300か所の登記所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条の2に基づく不動産登記法等の特例</p>	<p>法務省</p>
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

3. 日本年金機構関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
国民年金保険料 収納事業	<p>○ 次の内容の民間競争入札により実施している国民年金保険料収納事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所。以下同じ。)で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務</p> <p>【契約期間】 平成19年10月から平成22年9月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312か所のうち95か所の社会保険事務所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例</p>	厚生労働省
	<p>○ 次の内容の民間競争入札により実施している国民年金保険料収納事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 社会保険事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務</p> <p>【契約期間】 平成20年10月から平成22年9月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312か所のうち90か所の社会保険事務所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例</p>	
	<p>○ 次の内容の民間競争入札により実施している国民年金保険料収納事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>また、実施状況に関する平成22年2月から平成22年6月にかけての官民競争入札等監理委員会の提言を踏まえて、民間事業者に対する必要かつ適切な監督の実施等の改善策を講じる。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 社会保険事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務</p> <p>【契約期間】 平成21年10月から平成24年9月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312か所のうち127か所の社会保険事務所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例</p>	
	<p>○ 次の内容の民間競争入札により実施する国民年金保険料収納事業について、平成19年10月から平成22年9月までの3年間及び平成20年10月から平成22年9月までの2年間の事業に対する内閣総理大臣の評価を踏まえ、実施体制等を抜本的に見直した上で実施する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 年金事務所で実施している国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務</p> <p>【契約期間】 平成22年10月から平成24年9月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国312か所のうち185か所の年金事務所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条に基づく国民年金法等の特例</p>	

4. ハローワーク関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)「人材銀行」事業	<p>○ 平成19年4月から平成22年3月まで民間競争入札により実施した「人材銀行」事業について、民間事業者による運営状況(サービスの質や効率性等)と官が直接実施する他の「人材銀行」事業の運営状況等とを比較するとともに、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)等に基づく雇用保険二事業の改革の一環としての事業の目標管理も踏まえながら、監理委員会と連携しつつ、官民競争入札又は民間競争入札の更なる活用を含め、今後の事業の在り方について更に検討する。</p>	厚生労働省
(2)「キャリア交流プラザ」事業	<p>○ 「キャリア交流プラザ」事業について、民間競争入札により実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ハローワークの施設である「キャリア交流プラザ」で実施している求職者(特に管理職経験者や技術者)に対する就職支援の業務(キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等)</p> <p>【契約期間】 平成22年7月から平成25年3月までの2年9か月間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国のキャリア交流プラザ</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第32条に基づく職業安定法の特例</p>	厚生労働省

5. 公物管理関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)警察通信関係業務	<p>○ 広域交通管制システムの更新整備及び維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年7月目途に入札公告し、平成23年9月目途に落札者を決定</p> <p>【契約期間】 落札者の決定後から平成33年2月までの概ね9年5か月間 (平成23年度中に更新整備を行い、次年度以降維持管理業務を実施)</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 警察庁</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の更なる実施について検討する。</p>	警察庁
(2)国有林の間伐事業	<p>○ 国有林の間伐事業について、複数年契約による民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年中に入札公告し、落札者を決定</p> <p>【契約期間】 落札者の決定後から開始し、平成25年度中に終了する2年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 各森林管理局でそれぞれ1か所程度、地理的条件及び事業量の観点から民間競争入札の実施に適する箇所を選定し、全国で7～10か所程度で実施するものとする。</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記事業の実施状況等を踏まえ、平成24年度及び平成25年度についても、各森林管理局でそれぞれ年間1か所程度、地理的条件及び事業量の観点から民間競争入札の実施に適する箇所を選定し、3か年度にわたる契約期間の事業を全国で年間7～10か所程度で実施することを検討する。</p> <p>平成26年度以降については、前年度までの実施状況等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、更に対象箇所の拡大を検討する。</p>	農林水産省

(3)都市公園の 維持管理業務	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している滝野すずらん丘陵公園及び国営東京臨海広域防災公園の維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「滝野すずらん丘陵公園」(北海道)、「国営東京臨海広域防災公園」(東京都)の2か所</p>	国土交通省
	<p>○ 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項第2号イに規定する公園(一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地)(イ号公園)の維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成25年から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成25年から3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 すべてのイ号公園(12か所)</p>	国土交通省
	<p>○ 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項第2号ロに規定する公園(国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地)(ロ号公園)の維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成24年から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成24年から3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 すべてのロ号公園(5か所)</p>	内閣府 国土交通省

(4)道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等

<p>○ 地方整備局等の積算技術業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局、北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局管内の各事務所等</p>
<p>○ 地方整備局等の工事監督支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局、北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局管内の各事務所等</p>
<p>○ 地方整備局等の技術審査業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局、北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局管内の各事務所等</p>
<p>○ 地方整備局等の河川巡視支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局、北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局管内の各事務所等</p>
<p>○ 地方整備局等の河川許認可審査支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局、北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局管内の各事務所等</p>

内閣府
国土交通省

(4)道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等(続き)

<p>○ 地方整備局等のダム・排水機場管理支援業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局、北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局管内の各事務所等</p>
<p>○ 地方整備局等の道路巡回業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局、北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局管内の各事務所等</p>
<p>○ 地方整備局等の道路許認可審査・適正化指導業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局、北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局管内の各事務所等</p>
<p>○ 地方整備局等の用地補償総合技術業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年度から開始し1年以内又は1年を超える期間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国及び九州の各地方整備局、北海道開発局並びに内閣府沖縄総合事務局管内の各事務所等</p>

内閣府
国土交通省

<p>(5) 空港施設の維持管理業務</p>	<p>○ 空港土木施設の維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 函館空港、新潟空港、松山空港、宮崎空港の4か所</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記事業の実施状況等を踏まえ、平成25年度までの間に、残る23空港について民間競争入札を実施するものとする。</p> <p>○ 航空灯火・電源施設の維持管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 新千歳空港、東京国際空港、大阪国際空港、福岡空港の4か所</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記事業の実施状況等を踏まえ、平成25年度までの間に、残る48か所について民間競争入札を実施するものとする。ただし、委託規模が著しく少額である箇所については、民間競争入札の適否について検討を行い、平成23年度中に結論を得るものとする。</p> <p>○ 航空保安無線施設等の保守業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成25年3月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東京ブロック、成田ブロック、鹿児島ブロックの3か所</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記事業の実施状況等を踏まえ、平成25年度までの間に、残る6ブロックについて民間競争入札を実施するものとする。</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(6) 国民公園の維持管理業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している国民公園の維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「新宿御苑」の管理・運営業務のうち、植生管理、温室管理、清掃、発券、巡視・利用指導及びインフォメーションの各業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年7月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年7月から平成25年6月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「新宿御苑」(東京都)</p>	<p>環境省</p>
<p>(7) 国立公園関係施設の維持管理業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している自然公園法(昭和32年法律第161号)における公園事業として環境省が設置した施設の維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年7月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成22年7月から平成25年6月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「大山隠岐国立公園の大山寺集団施設地区及び榎水原集団施設地区」(鳥取県)</p>	<p>環境省</p>

6. 施設管理・運營業務及び研修関連業務

	措置の内容等	担当府省等
(1)内閣府施設の運営等業務	<p>○ 次の内容の官民競争入札により事業を実施している内閣府の管理する「永田町合同庁舎」の管理・運營業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「永田町合同庁舎」(東京都)</p>	内閣府
(2)警察庁施設の運営等業務	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している警察庁の管理する「警察大学校」の管理・運營業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「警察大学校」(東京都)</p>	警察庁
(3)総務省施設の運営等業務	<p>○ 総務省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成28年3月までの5年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央合同庁舎第2号館」(東京都)及び「総務省第二庁舎」(東京都)の2か所を一括して実施</p>	総務省
	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している総務省の管理する「情報通信政策研究所」の管理・運營業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「情報通信政策研究所」(東京都)</p>	
	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している総務省の管理する「自治大学校」及び「消防大学校」の管理・運營業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「自治大学校」(東京都)、「消防大学校」(東京都)の2か所</p>	

<p>(4)法務省施設の運営等業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している法務省の管理する「法務省浦安総合センター」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>○ 次の内容の民間競争入札に準じた手続による一般競争入札により事業を実施している法務省の管理する「矯正研修所」の管理・運営業務について、実施方針等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「法務省浦安総合センター」(千葉県)、「矯正研修所」(東京都)の2か所</p>	<p>法務省</p>
<p>(5)外務省施設の運営等業務</p>	<p>○ 外務省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「外務省庁舎」(東京都)</p> <p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している外務省の管理する「外務省研修所」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「外務省研修所」(神奈川県)</p>	<p>外務省</p>
<p>(6)財務省施設の運営等業務</p>	<p>○ 財務省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「湯島地方合同庁舎」(東京都)</p> <p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している財務省の管理する「財務本省研修所」及び「税務大学校」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「財務本省研修所」(東京都)及び「税務大学校和光校舎」(埼玉県)の2か所</p>	<p>財務省</p>

(6)財務省施設の
運営等業務(続き)

<p>○ 財務省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成28年3月までの5年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「東京港湾合同庁舎」(東京都)、「東京税関芝浦出張所」(東京都)、「東京税関大井出張所」(東京都)、「青海コンテナ検査センター」(東京都)、「城南島コンテナ検査センター」(東京都)の5か所(ただし、「東京税関大井出張所」については、建替計画の進捗状況に応じて、対象からの除外も含めてその取扱いを検討する。)</p>
<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している財務省の管理する「税関研修所」及び「関税中央分析所」の管理・運營業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成27年3月までの5年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「税関研修所」(千葉県)及び「関税中央分析所」(千葉県)の2か所を一括して実施</p>
<p>○ 財務省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「東京国税局が管理する単独庁舎76署」(東京都)、「鑑定官室鑑定指導室」(東京都)、「光が丘資料センター」(東京都)の78か所</p>
<p>○ 財務省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運營業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国税庁事務管理センター」(埼玉県)、「茂原地方合同庁舎」(千葉県)、「大手町合同庁舎第3号館」(東京都)、「台東地方合同庁舎」(東京都)、「渋谷地方合同庁舎」(東京都)、「足立地方合同庁舎」(東京都)、「横浜地方合同庁舎」(神奈川県)、「川崎西地方合同庁舎」(神奈川県)、「大月地方合同庁舎」(山梨県)の9か所</p> <p>なお、地方出先機関に係る施設の管理・運營業務については、地域主権戦略会議の議論により、民間競争入札の対象等を変更する必要がある場合は、入札の対象範囲、実施予定時期、契約期間、対象官署等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ策定する。</p>

財務省

<p>(7)厚生労働省 施設の運営等業務</p>	<p>○ 厚生労働省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央合同庁舎第5号館」(東京都)</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(8)農林水産省 施設の運営等業務</p>	<p>○ 農林水産省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「農林水産本省が管理する庁舎(中央合同庁舎第1号館等)」(東京都)</p> <p>○ 既に民間競争入札により事業を実施している農林水産省の管理する「森林技術総合研修所」の管理・運営業務について、耐震工事の終了後に複数年契約により民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 耐震工事の終了後</p> <p>【契約期間】 耐震工事の終了後複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「森林技術総合研修所」(東京都)</p> <p>○ 次の内容の民間競争入札に準じた手続による一般競争入札により事業を実施している農林水産省の管理する「農林水産研修所つくば館」及び「農林水産研修所つくば館水戸ほ場」の管理・運営業務について、実施方針等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「農林水産研修所つくば館」(茨城県)及び「農林水産研修所つくば館水戸ほ場」(茨城県)の2か所</p> <p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している農林水産省の管理する「農林水産研修所」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「農林水産研修所」(東京都)</p>	<p>農林水産省</p>

(9)経済産業省 施設の運営等業務	<p>○ 経済産業省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「経済産業省庁舎」(東京都)</p>	経済産業省
	<p>○ 経済産業省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「特許庁庁舎」(東京都)</p>	
	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している経済産業省の管理する「経済産業研修所」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「経済産業研修所」(東京都)</p>	
(10)国土交通省 施設の運営等業務	<p>○ 国土交通省の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央合同庁舎第3号館」(東京都)及び「中央合同庁舎第2号館の国土交通省が所管する設備」(東京都)を一括して実施</p>	国土交通省
	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している国土交通省の管理する「国土交通大学校」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 小平本校については、平成21年4月から平成24年3月までの3年間 柏研修センターについては、平成21年7月から平成24年3月までの2年9か月間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国土交通大学校」(東京都及び千葉県)</p>	
(11)環境省施設 の運営等業務	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している環境省の管理する「環境調査研修所」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「環境調査研修所」(埼玉県)</p>	環境省

<p>(12)防衛省・自衛隊施設の運営等業務</p>	<p>○ 防衛省・自衛隊の管理する次の官署・事業所に係る施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象施設(地区)の数・所在地】 「市ヶ谷地区」(東京都)、「目黒地区」(東京都)、「三宿地区」(東京都)、「十条地区」(東京都)の4か所</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記の民間競争入札の検証結果等を踏まえ、民間競争入札の対象の拡大について検討する。</p>	<p>防衛省</p>
<p>(13)庁舎等施設の運営等業務への官民競争入札等の活用に関する検討</p>	<p>○ 関係府省は、引き続き、監理委員会と連携しつつ、一般庁舎の管理・運営業務について、災害時等の緊急事態対応、セキュリティの確保等を踏まえながら、庁舎における業務の性格を勘案しつつ、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から検討を行う。</p> <p>○ なお、施設の管理・運営業務については、原則、官民競争入札又は民間競争入札の実施を検討することとするが、必要に応じ、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札の実施の可能性についても検討する。</p>	<p>内閣府及び関係府省</p>

7. 刑事施設関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
刑事施設の運営業務	<p>○ 次の内容の民間競争入札により実施している刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。以下同じ。)の運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 刑事施設の運営業務のうち、法第33条の3第1項第1～4号及び同第6～13号に掲げる業務並びにその他の非権力的業務(被収容者に対する有形力の行使及び被収容者の権利を制限し、又は被収容者に対し義務を課す処分を伴う業務を除いた業務)</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成29年3月までの7年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 総務業務及び警備業務については、静岡刑務所及び笠松刑務所の2か所 作業業務、職業訓練、教育業務及び分類業務については、黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所の3か所</p> <p>【適用される法令の特例措置】 法第33条の3に基づく刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例</p> <p>【平成23年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 「平成22年度以降の定員管理について」(平成21年7月1日閣議決定)の趣旨を踏まえ、上記措置に基づく事業の実施状況を検証しつつ、委託業務の内容、被収容者の性質等に留意しながら、官民競争入札又は民間競争入札の対象の拡大等について平成23年8月までに検討する。</p>	法務省

8. 内部管理業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
各府省の物品調達・管理業務及び旅費業務への民間競争入札等の活用に関する検討	<p>○ 内部管理業務に係る業務改革やシステム化についての検討状況等を踏まえつつ、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、アウトソーシングの範囲・方法等について引き続き検討を行うこととし、その際には、監理委員会と連携し、民間競争入札の導入についても検討する。</p>	内閣府及び関係府省

9. 地方出先機関関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)地方入国管理局等の「外国人在留総合インフォメーションセンター」の運営業務	<p>○ 地方入国管理局等の「外国人在留総合インフォメーションセンター」の運営業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 地方入国管理局等の「外国人在留総合インフォメーションセンター」の運営業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東京(横浜を含む。)、名古屋、大阪の3か所</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討する。</p>	法務省
(2)地方入国管理局等の在留手続の窓口業務	<p>○ 地方入国管理局等の在留手続の窓口業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 在留許可更新許可申請、就労資格証明書交付申請等の受付業務及び就労資格証明書等の引渡業務(法令により入国審査官が行うこととされている各種許可証印等に係る事務を除く。)</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 東京(横浜を含む。)、名古屋、大阪の3か所</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討する。</p>	法務省
(3)財務局の未利用国有地の管理等業務	<p>○ 財務局の未利用国有地の管理等業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 物件調査、物件整備(草刈・柵設置等)等の管理等業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 関東財務局管内の首都圏地区(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、山梨県)及び北関東信越地区(茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、長野県)</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討する。</p>	財務省

<p>(4) 国税局の電話相談センターにおける相談業務</p>	<p>○ 国税局の電話相談センターにおける相談業務のうち、オペレーターによる対応が可能な相談業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 繁忙期(11月から3月までの5か月間)において、税務署の所在地・開庁時間の確認等のオペレーターによる対応が可能な相談業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年11月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年11月から平成26年3月までの2年5か月間(事業期間はうち延べ15か月間)</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国12か所のうち2か所の国税局の電話相談センター</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討する。</p>	<p>財務省</p>
<p>(5) 財務局の普通財産の管理処分等業務</p>	<p>○ 財務局の普通財産の管理処分等業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国有財産の売払、貸付、現況調査等の管理処分等業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国の財務局及び沖縄総合事務局</p>	<p>財務省</p>
<p>(6) 公認会計士試験事業</p>	<p>○ 財務局で実施する公認会計士試験事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 財務局の実施する受験願書の確認、試験会場の確保、試験の立会等の試験実施業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年中に入札公告し、平成23年度(平成24年試験)から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年度(平成24年試験)実施分から原則3年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 関東財務局</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、民間競争入札の対象箇所の拡大等について検討する。</p>	<p>金融庁及び財務省</p>

<p>(7) 診療放射線技師国家試験事業等</p>	<p>○ 診療放射線技師国家試験事業、臨床検査技師国家試験事業、理学療法士国家試験事業、作業療法士国家試験事業、視能訓練士国家試験事業及び管理栄養士国家試験事業のうち、地方厚生局等で実施する業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 地方厚生局等の実施する出願受付、試験会場の確保、試験運営、合格発表等の試験実施業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年度中に入札公告し、平成23年度試験分から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年度実施分から3年間</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況等を踏まえ、医師国家試験事業、歯科医師国家試験事業、保健師国家試験事業、助産師国家試験事業、看護師国家試験事業及び薬剤師国家試験事業のうち、地方厚生局等の実施する業務について、民間競争入札の拡大等について検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(8) 計量士国家試験事業</p>	<p>○ 経済産業局等で実施する計量士国家試験事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 経済産業局等の実施する案内書(願書)の配布、出願受付、試験会場の確保及び試験運営等の試験実施業務(試験問題作成業務等を除く。)</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年度中に入札公告し、平成23年度試験分から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年度実施分から3年間</p>	<p>経済産業省</p>

10. 独立行政法人の業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)(独)国民生活センターの実施する企業・消費者向けの教育・研修事業	<p>○ 次の内容の官民競争入札により事業を実施している(独)国民生活センターの教育・研修事業のうち、全国消費者フォーラム、企業研修の実施について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 全国消費者フォーラム、消費者問題・企業トップセミナーにおける受講者の募集業務をはじめとする運営業務</p> <p>【契約期間】 平成21年10月から平成24年3月までの2年6か月間</p>	内閣府
(2)(独)国民生活センター施設の運営等業務	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)国民生活センター相模原事務所の企画・管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 相模原事務所の管理研修棟、商品テスト棟、宿泊棟の3つの施設の企画・管理・運営業務</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)国民生活センター相模原事務所(神奈川県)</p>	内閣府
(3)(独)統計センターの大規模周期調査の符号格付業務	<p>○ (独)統計センターの実施している符号格付業務のうち平成22年国勢調査における同業務について、平成21年度から行う全国消費実態調査における同業務の民間開放の実施状況等も踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることについての具体的検討を監理委員会と連携して行い、平成22年中に結論を得る。(再掲)</p>	総務省
(4)(独)国際協力機構の「海外移住資料館」の運営等業務	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)国際協力機構の「海外移住資料館」の管理・運営業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置づけに留意しつつ、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「海外移住資料館」の管理・運営業務</p> <p>【契約期間】 平成21年3月から平成24年3月までの3年1か月間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「海外移住資料館」(神奈川県)</p>	外務省
(5)(独)国際協力機構の「国際協力人材センター」の業務	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)国際協力機構の「国際協力人材センター」の業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国際協力人材登録関連業務、国際協力キャリア相談関連業務、人材情報等の提供・活用促進関連業務、ホームページ(「PARTNER」)運営管理業務</p> <p>【契約期間】 平成21年3月から平成24年3月までの3年1か月間</p>	外務省

<p>(6)(独)国際交流基金の「関西国際センター」の日本語研修事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)国際交流基金の「在日外交官日本語研修」に関する実施業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 在日外交官を対象とした日本語研修業務及び受講者の募集業務</p> <p>【契約期間】 平成20年7月から平成23年3月までの2年9か月間。なお、各年度の事業終了後に実績状況の評価を行い、業務成績が要求水準に達しない場合は契約を解除する場合がある。</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)国際交流基金の「関西国際センター」(大阪府)</p>	<p>外務省</p>
<p>(7)(独)国際交流基金の海外事務所等の運営等業務</p>	<p>○ (独)国際交流基金の海外事務所(全19か所)の管理・運営業務について、民間活力の活用等の措置により、一層の効率化を図る。</p>	<p>外務省</p>
<p>(8)(独)造幣局の貨幣セット販売事業</p>	<p>○ (独)造幣局の貨幣セット販売に関する業務については、現在行っている民間委託の業務実績を踏まえた上で、事務・事業の質の維持や、効率性、コスト削減、民間ノウハウの活用等の観点から、民間競争入札も含めた競争入札を行う対象・内容等について検討を行い、平成22年度中に結論を得る。</p>	<p>財務省</p>
<p>(9)(独)国立印刷局の「政府刊行物サービスセンター」事業</p>	<p>○ (独)国立印刷局の「政府刊行物サービスセンター」については、国立印刷局の業務・資産の見直しの結果や平成20年度からの民間委託の業務実績等を踏まえた上で、民間競争入札の実施の可否等について検討を行い、平成22年度中に結論を得る。</p>	<p>財務省</p>
<p>(10)(独)大学入試センターの大学入試センター試験事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)大学入試センターの大学入試センター試験事業について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 (独)大学入試センターの実施する出願受付、成績開示業務</p> <p>【契約期間】 平成21年10月から平成24年4月までの2年7か月間</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(11)(独)国立科学博物館の設置・運営する「国立科学博物館」の施設運営等業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)国立科学博物館の「国立科学博物館」の施設管理・運営業務(展示業務の企画等を除く。)について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「国立科学博物館」の施設管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国立科学博物館」(東京都)</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 民間競争入札の更なる実施について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p>	<p>文部科学省</p>

<p>(12) (独) 国立美術館の設置・運営する美術館等の管理・運営業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独) 国立美術館の美術館等の管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 (独) 国立美術館の美術館等の管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「東京国立近代美術館」本館及び工芸館(東京都)</p> <p>【平成23年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 民間競争入札の更なる実施について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(13) (独) 国立文化財機構の設置する「東京国立博物館」等の施設管理・運営業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独) 国立文化財機構の設置する東京国立博物館等の施設管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ①「東京国立博物館」及び「東京文化財研究所」の施設管理・運営業務 ②「東京国立博物館」の展示場における来館者対応等業務</p> <p>【契約期間】 ①については、平成21年10月から平成24年3月までの2年6か月間 ②については、平成22年4月から平成24年3月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「東京国立博物館」、「東京文化財研究所」(東京都)</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえ、施設管理・運営業務と展示場監視等業務の包括化、民間競争入札の更なる実施について検討する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(14) (独) 日本スポーツ振興センターの設置・運営するスポーツ施設等の運営等業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独) 日本スポーツ振興センターのスポーツ施設の管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 スポーツ施設の管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「国立霞ヶ丘競技場」(東京都)、「国立代々木競技場」(東京都)、「国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンター」(東京都)の3か所</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 入札対象範囲の拡大等について、上記の民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(15) (独) 日本芸術文化振興会の設置・運営する劇場等の運営等業務</p>	<p>○ (独) 日本芸術文化振興会の劇場等の管理・運営等業務に対する民間競争入札の活用について、平成20年度から複数年契約で実施している一般競争入札による民間委託の実施状況も見極めつつ、引き続き検討する。</p>	<p>文部科学省</p>

<p>(16) (独) 日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」運営等業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」について、「国際研究交流大学村」における産学連携の知的国際交流・情報発信の拠点としての位置づけを踏まえつつ、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「プラザ平成」の会議施設に係る企画・管理・運営業務</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から平成23年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)日本学生支援機構「東京国際交流館」の「プラザ平成」(東京都)</p> <p>○ (独)日本学生支援機構の「東京国際交流館」の「プラザ平成」について、事業の廃止、施設の売却を含めて事業実施のあり方について検討を行う。その結果を踏まえ、民間競争入札を実施する場合は、民間競争入札に関する対象範囲、実施予定時期、契約期間等を含む内容とする計画を、平成22年度中に監理委員会と連携しつつ策定する。</p>	<p>文部科学省</p>
<p>(17) (独) 日本学生支援機構の国際交流会館等の運営等業務</p>	<p>○ (独)日本学生支援機構の全国12か所の国際交流会館のうち、次の内容の民間競争入札により事業を実施している「広島国際交流会館」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「広島国際交流会館」の管理・運営業務</p> <p>【契約期間】 平成20年4月から平成23年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)日本学生支援機構の「広島国際交流会館」(広島県)</p> <p>○ (独)日本学生支援機構の全国12か所の国際交流会館のうち、次の内容の民間競争入札により事業を実施している「大阪第二国際交流会館」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「大阪第二国際交流会館」の管理・運営業務</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)日本学生支援機構の「大阪第二国際交流会館」(大阪府)</p> <p>○ (独)日本学生支援機構の全国12か所の国際交流会館のうち、次の内容の民間競争入札により事業を実施している「兵庫国際交流会館」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 「兵庫国際交流会館」の管理・運営業務</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成25年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)日本学生支援機構の「兵庫国際交流会館」(兵庫県)</p> <p>○ (独)日本学生支援機構の全国12か所の国際交流会館について、事業の廃止、施設の売却を含めて事業実施のあり方について検討を行う。その結果を踏まえ、民間競争入札を実施する場合は、平成23年度に実施する民間競争入札に関する対象施設、実施予定時期、契約期間等を含む内容とする計画を、平成22年度中に監理委員会と連携しつつ策定する。</p>	<p>文部科学省</p>

<p>(18) (独)労働政策研究・研修機構の「労働大学校」運営等業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)労働政策研究・研修機構の設置・運営する「労働大学校」の施設の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。 なお、平成23年度の取扱いについては、事業仕分けの評価結果を踏まえた検討を行っており、その結果によっては変更があり得る。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「労働大学校」(埼玉県)</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(19) (独)雇用・能力開発機構の設置・運営する職業能力開発促進センター事業</p>	<p>○ (独)雇用・能力開発機構が設置・運営する職業能力開発促進センターの行う職業訓練については、「雇用・能力開発機構の廃止について」(平成20年12月24日閣議決定)を踏まえ、民間競争入札の活用の検討や一層のサービスの質の向上等公共サービスの改革のための取組を進めることとする。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(20) (独)労働者健康福祉機構の医業未収金の徴収業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)労働者健康福祉機構の医業未収金の徴収業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 電話、文書による支払案内業務、支払方法の相談業務、居所等調査業務、集金業務、報告書の作成・報告業務のすべて</p> <p>【契約期間】 平成21年10月から平成24年9月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 すべての労災病院等(34施設)</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(21) (独)国立病院機構の医業未収金の徴収業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)国立病院機構の医業未収金の徴収業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 電話、文書による支払案内業務(集金代行業務)、分割支払の相談業務、居所不明者に係る住所等の調査業務のすべて</p> <p>【契約期間】 平成20年10月から平成23年9月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国144病院中82病院</p> <p>【平成22年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の実施状況を見つつ、民間競争入札の対象の拡大を更に検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>(22) (独)国立病院機構の物品調達業務</p>	<p>○ (独)国立病院機構の物品調達業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 (独)国立病院機構の各病院共通の消耗品等のうち、事務消耗品すべて及び事務消耗品と併せて調達することで材料費の抑制が期待される衛生材料2品目に係る物品調達業務(通信販売方式による物品調達業務)</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成25年3月まで2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国144病院中40病院程度((独)国立病院機構全体の対象物品調達額の5割を超える病院数)</p> <p>【平成23年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記措置に基づく事業の検証等を平成24年度に実施し、その検証結果等を踏まえ、民間競争入札の対象の拡大を更に検討する。</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>(23) (独)家畜改良センターの「中央畜産研修施設」の運営等業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)家畜改良センターの「中央畜産研修施設」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成24年3月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央畜産研修施設」(福島県)</p>	<p>農林水産省</p>
<p>(24) (独)経済産業研究所のデータベースのシステム運営業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)経済産業研究所のデータベースのシステム運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 JIPデータベース及びRIETI-TIDに係るサーバーの保守・管理、データの更新等データベースの維持管理業務</p> <p>【契約期間】 平成21年11月から平成24年2月までの2年4か月間</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(25) (独)経済産業研究所の中国語ホームページの維持管理業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)経済産業研究所の中国語ホームページの維持管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 中国語ホームページの更新・保守管理業務</p> <p>【契約期間】 平成21年6月から平成23年5月までの2年間</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(26) (独)工業所有権情報・研修館の民間事業者向け研修業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)工業所有権情報・研修館の民間事業者向け研修業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 知的財産専門人材向け審査基準討論研修、検索エキスパート研修(中級)、中小・ベンチャー企業向け研修(特許侵害警告模擬研修)</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成23年3月までの2年間</p> <p>○ 平成21年4月から平成23年3月までの2年間を契約期間として実施している(独)工業所有権情報・研修館の民間事業者向け研修業務については、その業務の全般にわたる評価を踏まえ、平成23年度以降の民間競争入札による事業の実施について、監理委員会と連携しつつ、平成22年度末までに結論を得る。その結果、民間競争入札を実施することとした場合は、入札の対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ策定する。</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(27) (独)工業所有権情報・研修館の情報関連事業</p>	<p>○ 特許庁で構築中の新業務システム(平成25年度及び平成26年度に運用開始予定)の関係から見直した結果、技術的な問題が解決すれば、電子出願ソフト開発事業、公報システム開発事業については、新システムの運用開始に合わせて廃止し、工業所有権情報提供のための整理標準化データ作成事業については、新システムの運用開始に合わせて段階的(平成25年度及び平成26年度)に廃止する。</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(28) (独)日本貿易振興機構の外国企業誘致担当者育成事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札に準じた手続による一般競争入札により事業を実施している(独)日本貿易振興機構の外国企業誘致担当者育成事業について、実施方針等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 研修プログラムの策定・運営、会場確保、広報業務等</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成23年3月までの2年間</p>	<p>経済産業省</p>

<p>(29) (独) 日本貿易振興機構の見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運営業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)日本貿易振興機構の見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国内外で開催される見本市のデータ収集、見本市・展示会情報総合サイトJ-messe内の見本市データベースの管理・運営等業務</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成23年3月までの2年間</p> <p>○ (独)日本貿易振興機構の見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運営業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国内外で開催される見本市のデータ収集、見本市・展示会情報総合サイトJ-messe内の見本市データベースの管理・運営等業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年度から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成26年3月までの3年間</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(30) (独) 日本貿易振興機構の環境関連ミッション受入事業</p>	<p>○ (独)日本貿易振興機構の環境関連ミッション受入事業について、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札の対象とする。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 ミッションの目的に応じた研修内容・スケジュールの作成、ミッションの旅程に係る各種調整、宿泊先・交通手段・翻訳などの確保、来日中のアテンド対応 等</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成22年度に受入れが決定したミッションから落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 ミッションの内容に応じ、当該ミッションが完了するまでの適切な期間</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(31) (独) 日本貿易振興機構の「ビジネスライブラリー」運営業務</p>	<p>○ 次の内容の官民競争入札により事業を実施している(独)日本貿易振興機構の「ビジネスライブラリー」運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 国際機関及び200か国・地域を超える世界の経済・貿易等資料の収集と整理、同じく世界全域をカバーする数十の商用データベースの提供、さらにこれらを対象としたビジネス展開に直結するレファレンスサービス、及び「ビジネスライブラリー」における利用者サービスと閲覧室管理業務</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成24年3月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「ビジネスライブラリー」(東京都)、「ビジネスライブラリー」(大阪府)の2か所</p>	<p>経済産業省</p>

<p>(32) (独)日本貿易振興機構の「アジア経済研究所図書館」運営業務</p>	<p>○ 次の内容の官民競争入札により事業を実施している(独)日本貿易振興機構の「アジア経済研究所図書館」運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 開発途上国・地域の経済・政治・社会などに関する学術研究書、新聞、雑誌、地図等の収集・整理・閲覧、開発途上国・地域の目録作成、資料・情報に関する各種レファレンス対応業務、各種データベース及びウェブサイト管理等アジア経済研究所図書館の運営業務</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成24年3月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「アジア経済研究所図書館」(千葉県)</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(33) (独)情報処理推進機構の情報処理技術者試験事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)情報処理推進機構の地方支部が実施する情報処理技術者試験における試験会場の確保及び運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 試験会場の確保及び試験運営業務</p> <p>【契約期間】 「高松試験地」及び「那覇試験地」については、平成19年10月から平成22年12月までの3年3か月間 「広島試験地」については、平成21年4月から平成22年12月までの1年9か月間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「高松試験地」(香川県)、「那覇試験地」(沖縄県)、「広島試験地」(広島県)</p> <p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施する(独)情報処理推進機構の地方支部が実施する情報処理技術者試験における試験会場の確保及び運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 試験会場の確保及び試験運営業務</p> <p>【契約期間】 平成22年10月から平成25年12月までの3年3か月間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「札幌試験地」(北海道)、「仙台試験地」(宮城県)、「広島試験地」(広島県)、「高松試験地」(香川県)、「福岡試験地」(福岡県)、「那覇試験地」(沖縄県)</p> <p>【地方支部の廃止】 民間競争入札の結果を踏まえ、試験の安定実施に問題がない場合には、北海道支部、東北支部及び九州支部を廃止する(平成22年度中)</p> <p>【平成23年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 (独)情報処理推進機構の民間競争入札を未実施の地方支部が実施している試験会場の確保及び運営業務に関しては、落札者により実施する業務全般の評価も踏まえつつ、監理委員会と連携しながら第2期中期目標期間中(平成25年3月まで)に民間競争入札を実施する。 民間競争入札の結果を踏まえ、試験の安定実施に問題がない場合には、第2期中期目標期間中に地方支部を全廃するものとする。</p>	<p>経済産業省</p>

<p>(34) (独) 中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」の研修事業及び施設の運営等業務</p>	<p>○ (独) 中小企業基盤整備機構の「中小企業大学校」における企業向け研修に係る業務及び施設の管理・運営業務について、すべての大学校において、官民競争入札又は民間競争入札の導入を図ることとする。その内容は、原則として次のとおりとする。なお、事業の実施について各自治体／民間の判断に委ねた結果、事業の廃止を含む変更があり得る。</p> <p>【業務の概要及び入札の対象範囲】 「中小企業大学校」各校における企業向け研修に係る業務及び施設の管理・運営業務</p> <p>【契約期間】 平成20年11月から平成26年3月までの5年5か月間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「旭川校」(北海道)、「直方校」(福岡県)の2か所</p> <p>【平成22年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 第2期中期目標期間中に、その他の大学校7校(仙台校、三条校、東京校、瀬戸校、関西校、広島校、人吉校)への導入を図る。 このため、モデル事業及び平成21年度事業より実施している事業において明らかになった課題への対応や中小企業憲章の趣旨等を踏まえ、官民競争入札又は民間競争入札に関する対象範囲、実施予定時期、契約期間等を内容とする計画を、監理委員会と連携しつつ平成22年度に策定し、平成23年度当初から実施する。</p>	<p>経済産業省</p>
<p>(35) 自動車検査(独)の自動車検査業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している自動車検査(独)の「中央実習センター」の管理・運営業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【契約期間】 平成21年4月から平成23年3月までの2年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央実習センター」(東京都)</p> <p>○ 自動車検査(独)の「中央実習センター」の管理・運営業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成28年3月までの5年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 「中央実習センター」(東京都)</p> <p>○ 自動車検査(独)の自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から平成28年3月までの5年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 関東検査部管内の事務所23か所(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)</p> <p>【平成24年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置】 上記の民間競争入札の検証結果を踏まえた上で、検査機器の保守管理業務に係る民間競争入札について、全国への拡大を検討する。</p>	<p>国土交通省</p>

<p>(36) (独)国際観光振興機構の通訳案内士試験事業</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している通訳案内士試験業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務</p> <p>【契約期間】 平成21年2月から平成23年2月までの2年1か月間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 全国8か所(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、京都府、広島市、福岡市、那覇市)</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(37) (独)都市再生機構の賃貸住宅入居者募集業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)都市再生機構の「UR営業センター」におけるすべての業務、及び「UR営業センター」に近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p>① 「UR営業センター」におけるすべての業務(契約事務、入居資格確認、契約内容等の説明等)</p> <p>② 民間競争入札の対象とする「UR営業センター」のうちの機構が指定する1か所については、①の業務と機構が指定する当該UR営業センターに近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務(住宅の下見や周辺環境等に関する情報提供、仮予約の受付等)を合わせて対象</p> <p>【契約期間】 平成21年7月から平成24年6月までの3年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】</p> <p>① 「UR錦糸町営業センター」(東京都)、「UR町田営業センター」(東京都)、「UR堺東営業センター」(大阪府)の3か所(「UR営業センター」におけるすべての業務)</p> <p>② 「UR所沢営業センター及び所沢市に存する団地における現地案内所」(埼玉県) (「UR営業センター」におけるすべての業務、及び当該「UR営業センター」に近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務)</p>	<p>国土交通省</p>
<p>(38) (独)環境再生保全機構の公害健康被害補償業務の徴収業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)環境再生保全機構の公害健康被害補償業務の徴収業務について、補償財源の確実な徴収の実施について留意しつつ、実施要項に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 申告書等の送付及び受理点検、申告・納付手続きのための情報提供及び相談への対応、申告書提出の催告等</p> <p>【契約期間】 平成21年3月から平成26年3月までの5年1か月間</p>	<p>環境省</p>

<p>(39) (独)駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務</p>	<p>○ 次の内容の民間競争入札により事業を実施している(独)駐留軍等労働者労務管理機構が管理し、運用する機構情報システムに関する機器等の運用管理業務について、実施要項等に基づき適切に運営する。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 機構本部(運用管理センター)内における稼働管理、セキュリティ管理、障害対応及びヘルプサポート等</p> <p>【契約期間】 平成22年4月から平成23年3月までの1年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)駐留軍等労働者労務管理機構の本部(運用管理センター)</p> <hr/> <p>○ (独)駐留軍等労働者労務管理機構が管理し、運用する機構情報システムに関する機器等の運用管理業務について民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 機構本部(運用管理センター)内における稼働管理、セキュリティ管理、障害対応及びヘルプサポート等</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 平成23年4月から原則2年以上の複数年間</p> <p>【入札等の対象官署・事業所の数・所在地】 (独)駐留軍等労働者労務管理機構の本部(運用管理センター)</p>	<p>防衛省</p>
<p>(40) 独立行政法人関連業務への官民競争入札等の活用に関する検討</p>	<p>○ 上記以外の独立行政法人関連業務についても、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、官民競争入札又は民間競争入札を活用することにつき、検討を行う。</p> <p>○ 上記の独立行政法人の業務については、原則、官民競争入札又は民間競争入札を実施、検討等を行うこととするが、必要に応じ、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札の実施の可能性についても検討する。</p>	<p>内閣府及び関係府省</p>

11. 国立大学法人関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
国立大学法人関連業務への官民競争入札等の活用に関する検討等	<p>○ 国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨を踏まえ、業務の特性に配慮しつつ、経営効率化の観点から、既に他の国の行政機関等において官民競争入札等の対象とされている施設の管理・運營業務、内部管理業務、試験実施業務、医業未収金の徴収業務等について、官民競争入札等監理委員会国立大学法人分科会の指摘も踏まえ、引き続き経営改善の取組に努める。</p>	文部科学省及び国立大学法人

12. 米の買入れ・売渡し関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
政府米の販売等業務	<p>○ 政府米の販売等業務の包括的な民間委託について、民間競争入札を実施する。その内容は原則として次のとおりとする。</p> <p>【業務の概要及び入札等の対象範囲】 政府米の販売及び販売等に必要保管、運送等の一連の業務の複数受託事業者への包括的な委託</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年度入札分から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間】 業務の対象となる米穀の販売に要する期間等を勘案して決定(複数年)</p>	農林水産省

13. 防衛省・自衛隊調達関連業務

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)防衛省・自衛隊の事務用品調達業務	<p>○ 航空自衛隊の事務用品調達業務について、民間競争入札を実施する。その内容は、次のとおりとする。</p> <p>【入札等の実施予定時期】 平成23年4月から落札者による事業を実施</p> <p>【契約期間・対象物品等】 平成22年度中に決定するものとする。</p> <p>【平成24年度以降の対象機関等の拡大措置】 上記業務の実施状況等を踏まえ、平成24年度以降、陸上自衛隊及び海上自衛隊の事務用品調達業務についても民間競争入札を実施することを検討する。</p>	防衛省・自衛隊
(2)防衛装備品の補給・維持業務	<p>○ 防衛装備品の補給・維持等に関する業務を包括的にアウトソーシングし、その運用の継続性や信頼性に関して官側が目標を設定し、契約会社がこれを達成する契約方式であるPBLについては、平成22年度に防衛省においてPBLの適用に最適な防衛装備品の検討等に関する調査研究を実施し、当該調査研究の結果を踏まえ、平成23年度中に、公共サービス改革法に基づく事業の実施について検討を進め一定の結論を得る。</p>	

14. その他

事項名	措置の内容等	担当府省等
(1)地方公共団体が実施する業務への官民競争入札等の活用に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が実施する業務については、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から、法に基づく官民競争入札等を活用することにつき、検討を行う。 	内閣府及び関係府省
(2)その他官民競争入札等の導入等に向けた取組等	<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで提出された民間事業者等からの提案のうち、実現できていないものについても、引き続き、法に基づく廃止又は官民競争入札若しくは民間競争入札の対象とすることにつき、検討を行う。 ○ 国立大学法人については独立行政法人制度と別途の制度を創設した趣旨、文化芸術や科学技術については長期的かつ継続的な観点に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、法に規定する手続に従い、慎重かつ適切に対応する。 	内閣府及び関係府省